

国民健康保険税の課税限度額と 保険税軽減範囲が変わります

問合せ 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

| | 平成31年度 (改正前) | 令和2年度 (改正後) |
|-----------|-----------------|----------------|
| 医療分 | 61万円 | 63万円 |
| 後期高齢者支援金分 | 19万円 | 19万円 |
| 介護納付金分 | 16万円 | 17万円 |
| 計 | 96万円 | 99万円 |

国民健康保険税の「医療保険分」に係る課税限度額を63万円に引き上げます（現行61万円）。「介護納付金分」に係る課税限度額を17万円に引き上げます（現行16万円）。

課税限度額の改正

- ①国民健康保険税の課税（賦課）限度額を見直します。
- ②低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得について、経済動向などを踏まえ、所要の見直しを行います。

令和2年度の改正概要

| 区分 | 世帯主と国保加入者の所得額 (平成31年度・改正前) | 世帯主と国保加入者の所得額 (令和2年度・改正後) |
|---------|-------------------------------|------------------------------|
| 7割軽減基準額 | 33万円以下 | 33万円以下 |
| 5割軽減基準額 | 33万円 + 28万円 × 被保険者数 | 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数 |
| 2割軽減基準額 | 33万円 + 51万円 × 被保険者数 | 33万円 + 52万円 × 被保険者数 |

※国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含みます。

平成31年度に引き続き、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減および2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げを行います。

保険税軽減範囲の改正

7月は国民健康保険税の納税月です

問合せ 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

納税通知書は7月13日の
発送を予定しています

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります（地方税法第703条の4）。保険税を世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書を送付します。
また、世帯主が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり、世帯主あてに納税通知書を送付します。

税率・課税限度額が変わりました

国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療費にあてるため、加入者全体でお金を出し合っている制度です。
令和2年度の税率は、平成31年度から変更になっています。

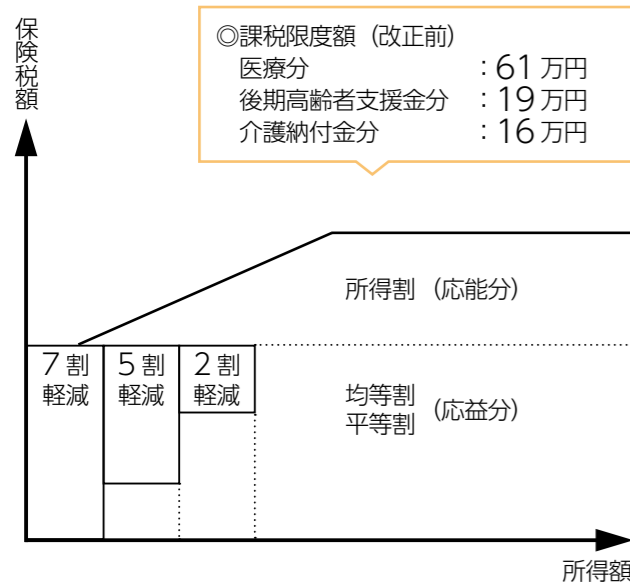
課税限度額については、医療分が2万円引上げ、介護保険分が1万円引上げとなり、国民健康保険税の医療分・後期高齢者支援金分・介護納付金分を含めた課税限度額は99万円となります。

医療費などの増加に対し今後の国保運営を維持していくことで、税負担の公平性を保持しつつ被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

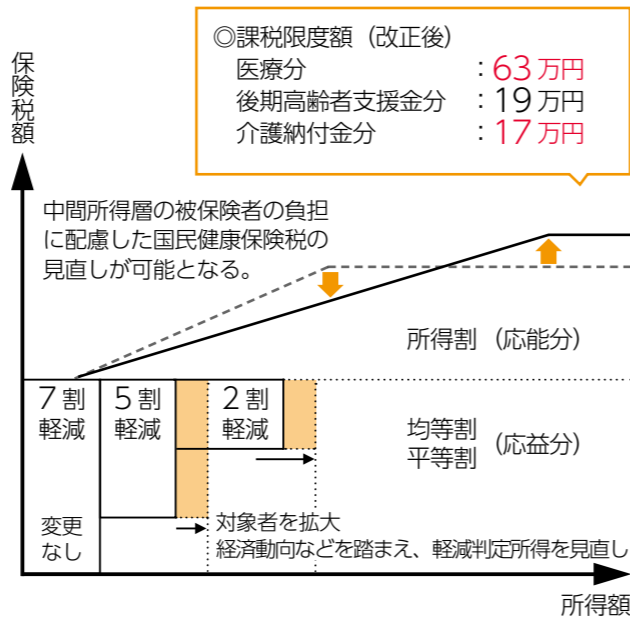
▼税率・課税限度額

| | | 平成31年度税率 | 令和2年度税率 |
|--|-------|----------|----------|
| 医療分 国保加入者の医療費などにあてるための課税額 (すべての世帯が負担) | 所得割率 | 8.90% | 8.90% |
| | 均等割額 | 24,000円 | 21,000円 |
| | 平等割額 | 23,000円 | 22,000円 |
| | 課税限度額 | 610,000円 | 630,000円 |
| 後期高齢者支援金分 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度などの運営費用にあてるための課税額 (すべての世帯が負担) | 所得割率 | 3.00% | 3.00% |
| | 均等割額 | 10,000円 | 7,000円 |
| | 平等割額 | 8,000円 | 7,000円 |
| | 課税限度額 | 190,000円 | 190,000円 |
| 介護納付金分 介護保険制度の運営費用にあてるための課税額 (被保険者の中に40歳～64歳までの方がいる世帯が負担) | 所得割率 | 2.40% | 2.40% |
| | 均等割額 | 9,000円 | 9,000円 |
| | 平等割額 | 4,000円 | 4,000円 |
| | 課税限度額 | 160,000円 | 170,000円 |

平成31年度軽減判定 (改正前)



令和2年度軽減判定 (改正後)



国民健康保険証

CHECK!

国民健康保険は、職場の健康保険と違い、加入・脱退の手続きは自分で行わなければなりません。
加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、保険証がないため、その間の医療を受ける際は全額自己負担になります。また、脱退の届出が遅れると、保険税を二重に支払ってしまうこともあります。

加入・脱退などの手続きが済んでいない方は、市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口でお早めにご手続きをお願いします。

**健康保険の手続きを
忘れていませんか？**